

1. 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)平成28年版 について

- (1) 電化厨房機器に関わる改定内容
- (2) 改定理由
- (3) 対象機器

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(1) 電化厨房機器に関する改定内容

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下、「標準仕様書」といいます。)が国土交通省のホームページで掲載され、その「第6節 厨房機器 1.6.1一般事項」に表1のとおり(i)項が追加されました。

表1 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」抜粋

- (a) 本節は、厨房機器(床置形に限る。)のうち本項で規定する板金製品、熱調理器、食器洗浄機、低温機器について適用する。
⋮
- (h) 電気用品安全法の対象機器については、当該法令の定めによる。
- (i) 「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター)の対象機器については、定格消費電力の算出は当該基準による。
⋮

今回 (i)項
を挿入

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(2) 改定理由

従来から電気用品安全法※1の対象機器(定格消費電力10kW以下)については、「定格消費電力」の表示が定められていましたが、「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター、以下「JEHC基準」という。)※2により10kWを超える機器に対しても「定格消費電力」の定義が統一されたためです。
([図1](#)参照)

※1:「定格消費電力」の表示については、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第八」に定められていますが、ここでは便宜上「電気用品安全法」と呼びます。

※2:「電化厨房機器性能指標基準」は、(一社)日本エレクトロヒートセンターホームページで公開しています。
(<http://www.jeh-center.org/standard.html>)

図1 「定格消費電力」の定義における 電気用品安全法とJEHC電化厨房機器性能指標基準の関係

電気用品安全法
(10kW以下の機器)

(一社) 日本エレクトロヒートセンター
(JEHC)

電化厨房機器性能指標基準
(10kWを超える機器も含む)

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(3) 対象機器

JEHC基準の対象機器は「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準)の13品目ですが、標準仕様書の対象機器は表2の6品目の機器となります。

表2 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」(i)項の対象機器名

- 1.電気レンジ、電気テーブルレンジ
- 2.電気揚物器(フライヤ)
- 3.電気炊飯器(立体炊飯器)
- 4.電気焼物器(オーブン形(スチームコンベクションオーブンを含む)、開放形)
- 5.電気煮炊釜
- 6.食器洗浄機

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話:03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>